

第6回教育再生懇談会
議事録

内閣官房教育再生懇談会担当室

第6回教育再生懇談会議事録

日 時 平成20年12月18日(木) 9:01~10:53

場 所 総理官邸大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 「教科書の充実に関する提言」(第二次報告)について

3. 討 議

- ・「携帯電話問題ワーキンググループ」取りまとめ(素案)について
- ・「教育委員会問題ワーキンググループ」取りまとめ(素案)について
- ・大学全入時代の教育の在り方について

4. そ の 他

5. 閉 会

安西座長 それでは、始めさせていただきます。

ただいまから第6回教育再生懇談会を開催させていただきます。

委員の皆様、御多忙のところ御出席賜りまして、ありがとうございます。

今日は麻生総理に御出席をいただいております。総理から御挨拶を是非お願い申し上げます。

麻生内閣総理大臣 どうもおはようございます。教育再生懇談会の委員の皆様方には今年の3月に検討を開始させていただいて以来、御協力をいただいております、安西座長初め皆様方に感謝を申し上げます。

この自然資源に恵まれない日本において、やっぱり人材というものがこの国の一番の資源、資産になり得る。それが教育によってより良い資源、資産になっていく。よく言われる言葉ですけれども、そのために教育というものが最も重要と考えております。特に少子化の時代ということになりますと、これまでとはまた別の意味で教育というものが論じられる時代になったんだと思っております。少子化の時代にあって質の高い教育、信頼のできる教育というものは大変重要なんだと思っております。この懇談会の皆様も多分同じ思いでこれまで色々なテーマについて御検討いただいていたんだと存じます。

本日この後、教科書の充実についての御提言をいただけると伺っております。こちらの提言につきまして、今後、教科書に関する政府の施策にしっかりと反映をさせていかなければならんとも思っているところであります。

いずれにしても、この懇談会の存在というのは非常に重要なものだと思っておりますので、是非委員の皆様にも今後とも御協力をいただき、大いに御議論を賜りたいと思っておりますことを申し上げ、御挨拶に代えさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

安西座長 ありがとうございます。大変御懇切なお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

7月から議論を重ねてまいりました、今総理がおっしゃられました「教科書の充実に関する提言」、これは第二次報告になりますけれども、既に委員の皆様には内容を御了解いただいているところでございますが、本日、麻生総理にお渡しさせていただければと思います。「教科書の充実に関する提言」の概要を簡単に御説明させていただきます。

第1は、教科書充実の方向性でございます。教育基本法の改正または学習指導要領の改訂を踏まえまして、質・量の両面で教科書の充実が必要である。4つのことを提言させていただきます。自学自習に適した丁寧な記述、また練習問題、文章量の充実。2番目といたしまして、発展学習、補充学習に関する記述の充実、教科書観の転換ですね。特に、教科書は書かれていることを全部教えなきゃいけないのかと。書かれていること全部を教えるものではないという、そういう教科書観が常識になるように意識改革を提言させていただきます。また、実生活や実社会との関連、興味、意欲を高める記述の充実。そして、豊かな情操、道徳心の育成などに資する題材の充実を提言させていただきます。

おります。

その第1が教科書充実の方向性ということですが、第2は教科書の充実のための条件整備でございます。教科書の中身の充実に見合うページ数が必要であること等々、5つのことを提言させていただいております。発展・補充学習の分量制限の撤廃など、教科書検定の審査基準等の見直し。具体的には、教科書検定におきましては、小中学校で1割、高校で2割という、発展学習、補充学習に関する分量の上限がございまして、それを撤廃すると。過度に歯止めの審査基準や運用を見直していただきたいということを提言しております。2番目として、教科書の充実に見合う教科書予算の充実。3番目として、教科書採択の在り方。4番目として、発行者・執筆者の意識改革。そして5番目といたしまして、教科書研究体制の強化等々を提言させていただいております。是非総理にはよろしく願いを申し上げます。

それでは、委員の皆様を代表いたしまして、私の方から麻生総理に「教科書の充実に関する提言」をお渡しさせていただければと存じます。

(安西座長より麻生内閣総理大臣へ「教科書の充実に関する提言」(第二次報告)を手交)

(拍手)

(プレス退室)

安西座長 それでは、総理はここで御退室になります。ありがとうございました。

麻生内閣総理大臣 ありがとうございました。

(麻生内閣総理大臣退室)

安西座長 それでは、本日御出席いただいております河村官房長官から御挨拶をいただければと思います。

河村官房長官 おはようございます。貴重な時間をちょうだいしまして、ありがとうございます。

教育の問題全般、これは、総理も今御挨拶されましたように、非常に大事なことで、この認識はみんな持ち得ていると思います。特に、御案内のように、安倍内閣において、長年の私の政治生活の中でも丸10年がかかったのでありますが、教育基本法の大改正を行いました。そして、教育再生会議で、本格的な教育問題、特に教育基本法改正後の教育はいかにあるべきかということ、それはやはり社会総がかりで教育に取り組もうという姿勢を示されたわけでありまして、不易流行という言葉もありますが、教育の根本で変えてはならない部分と時代の変遷に応じてそれに対応できるものが必要であります。特に、それに対応できる人材を育成していくことが正に日本のこれからの生きる道であり、また今日までも日本はそうやって来たと思っております。

その一番の基は学校教育にあるわけですが、そのこのところはそのための文部科学省がある。ここでしっかりやっていただかなくてはなりませんし、私は大臣の時も、文部科学省の皆さんに、学校は文部科学省の中にあるのではなくて外にあるということを忘れるなということを申してきました。そのためには先生がどうあるべきかと、いろんな問題

が出てくる。しかし、そこから生まれる学校だけでは対応できない問題が沢山ある。これは家庭教育であり、社会教育であり、そこから派生する様々なテーマはやっぱり英知を集めて社会総がかりでやっていくという安倍内閣の方針は、福田内閣、そして今日の麻生内閣においても、引き継がれていくべきだと思って、この教育再生懇談会の在り方について総理とも相当話しました。やはり教育というのはいつの時代にあっても国家戦略の中心でなければいかんと、こういうことを申し上げてきたわけでございます。

そういう意味で、この教育再生懇談会を引き続いて重要な位置づけで、これからもやっていただきたいと私も考えておりますし、私も文部科学大臣経験者の一人として、内閣の中心となってこの問題をやりますからという姿勢をこれからも強く打ち出していきたいと思っております。そういう意味で、教育再生懇談会の麻生内閣においての出発は、非常に大事なものだと思っております。今日の会議では当面の色々なテーマについて御論議をいただき、来年1月に第三次報告をいただくことになっております。これからは更に大事だと、こう思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

安西座長 ありがとうございました。官房長官が文教のベテランでいらっしゃるのは大変心強い限りでございます。

続きまして、塩谷文部科学大臣から御挨拶をお願い申し上げます。

塩谷文部科学大臣 おはようございます。麻生内閣において文部科学大臣を拝命いたしました塩谷立でございます。改めてよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、それぞれの立場で教育再生に対して御尽力をいただいていることを本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。

今、河村官房長官からお話がありましたように、麻生内閣としてもこの教育再生懇談会をしっかりと進めていくということで、私としましても、委員の皆様方にはそれぞれ今までもいろんな議論で御尽力いただいたことを大変ありがたく思っている一人として、何となくでも日本の国家戦略としての教育をしっかりとこれからも進めていくためには教育再生懇談会に対して強く期待をしているところでございまして、いよいよスタートだということで、改めてよろしくお願いしたいと思っております。

先ほど、「教科書の充実に関する提言」をいただきましたが、教科書につきましては質・量の充実は私も重要な課題であると考えておりましたので、教育再生懇談会における議論を踏まえて、来年から始まる新学習指導要領に基づいた教科書検定にこの質・量の両面の充実を反映していきたいと思っております。

一昨年、60年ぶりに改正されました教育基本法を踏まえて、安倍内閣の教育再生会議、そして福田内閣に引き続いて教育再生懇談会ということで、大変御協力いただいているわけですが、今年は改正教育基本法に基づいて教育振興基本計画を初めて策定したところでございまして、またその計画に基づいて教育行政をしっかりと軌道に乗せていくことが私の使命であると考えておりますので、この点においてまた皆様方のいろんな御指導

を賜りたいと思っっているところでございます。

特に、現在、大変経済の厳しいこういう時だからこそ、教育が大事である。やはり総理も先ほどおっしゃいましたように、我が国は資源がない、人材が資源であるという観点から、こういう時こそ教育に投資して、将来に向けての備えをしていかなければならないと考えておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。特に、基礎学力の定着、道德教育の充実等が基本であり、それに加えて体力向上、職業観・勤労観の育成など、生きる基本の徹底をしていくと同時に、やはり世界トップレベルの学力をしっかりと備えていく人材を育成していかなければならないと考えておりますので、そういった新しい時代にふさわしい、必要な教育行政を進めてまいりたいと思っております。

特に、教育再生懇談会につきましては、政府全体で取り組んでいただくような課題を中心として、今後とも新しい課題に向けてよろしく御議論をお願いしたいと思っております。私としましてもこの会議の議論に積極的に加わって、将来の日本の子供達の育成に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

安西座長 ありがとうございます。塩谷大臣からも大変心強いお言葉をいただきました。塩谷大臣も文教、教育を長くリードしていただいております。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、政府の出席者の方々を御紹介させていただきます。

松本官房副長官でいらっしゃいます。

松本官房副長官 よろしくお願いいたします。

安西座長 鴻池官房副長官でいらっしゃいます。

鴻池官房副長官 おはようございます。よろしくお願ひします。

安西座長 松野文部科学副大臣でいらっしゃいます。

松野文部科学副大臣 よろしくお願いいたします。

安西座長 漆間官房副長官でいらっしゃいます。

漆間官房副長官 よろしくお願いいたします。

安西座長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。

今日の会議は、携帯電話問題ワーキンググループの取りまとめ（素案）、教育委員会問題ワーキンググループ取りまとめ（素案）、大学全入時代の教育の在り方について御議論をいただくということにさせていただきます。これら3つは、来年1月に第三次報告の形でまとめさせていただければと思います。よろしくお願ひを申し上げます。

その後で、子ども若者総合支援勉強会の最終まとめと英語教育の在り方に関する要望書の御報告をさせていただければと思います。

それでは、最初の議題に入ります。携帯電話問題ワーキンググループ、これはリーダーの篠原委員、また赤田委員、池田委員、若月委員が中心になって大変精力的に取りまとめ

ていただいたところであります。メンバーの皆様におかれましては本当に御尽力、御努力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、篠原委員からの御報告をよろしく申し上げます。

篠原委員 今、座長からお話しいただきましたように、ワーキングチームとしてそれぞれにわたって検討し、特にヒアリングを各方面の関係者の方から精力的に行いました。その結果をこの春の第一次報告に沿いながら、メリハリあるいは実効性の担保というところに力点を置いて取りまとめをいたしました。

1枚目の基本的な視点というのは基本的に第一次報告とそう変わっていませんが、結局、関係者、保護者、学校関係団体、行政、すべてが連携してやらなければこの問題は解決しないんだと。特にやっぱり保護者の問題が大きいんだということを書いてあります。

次に2枚目ですけれども、具体的にはどうするんだということをごさいます、基本的には3段階に分けて考えております。一番理想的な第1段階としては、必要のない限り携帯電話は持たないという視点に立ちまして、それをじゃあ持たせないためにはどうしたらいいんだということ、ずっと各地のそういう運動をやっている地域の状況なども紹介しながら、そこに記述をさせていただいております。

持たせないといっても、なかなか最近安全の問題とか色々ございますから、やはり何かそういう連絡するものが欲しいとかそういうものがあるかと思、それが次の話、今いろんなところから言われるのは、1つは、大阪の橋下知事の発信でかなり全国的に話題になりましたが、学校における携帯電話の取り扱いということがございます。我々としては学校、特に小中学校は、原則持ち込み禁止。それにすべてを限るわけじゃございませんけれども、禁止ということ、これを柱にしながら、学校における携帯電話の取り扱いを関係者で十分話し合っ欲しい、徹底して欲しいということです。

それから、公衆電話が非常に今は激減をしております。持たない場合においてどういうふうに連絡をさせたらいいんだということ、保護者の方からよく話を聞きますので、これもNTTやJRの方々に来ていただきまして、我々からも要請をいたしました。今はピークの3分の1ぐらいに減っていると思、その減っている中で、できるだけ学校の近くなり、駅とかあるいは学校通学路とか、そういうところに少し重点的に配置をしてもらえないかというお願いをして、前向きに検討していただくという話になっております。

こういうような措置をしながら、できるだけ持たないようにもっていきたいと思、携帯を持ったらこういう問題があるよ、持つ場合はこういうルールをつくらなきゃいけないよとか、そんな基本的なリテラシー教育というものが前提にはなりますが、小中学生、特に小学生は携帯電話はできるだけ持たない方がいいんじゃないかと考えています。

どうしても持つ場合には、通話機能などに限定した携帯電話にしてもらえないかと。現在もロックをかけて通話しかできないような機種はあるんですが、「ママ、普通の携帯が欲しいよ」と子供にせがまれますと、そのまま解除ができるものです。だから、それじゃ

なくて、最初から通話機能しか使えない、あるいは、プラス特定のところのメール機能しか使えないような機種を出していただけないかということも携帯電話事業者到我々から要請をいたしまして、来年の春から、大手3社そろってそういう新しい機種を発売するところまでこぎつきましたので、これをあとどう普及させていくかだと思います。携帯電話事業会社の努力だけではなくて、我々を含めて、PTA、地域、行政、これをどういうふうに普及させていくかということ全体を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから、それでもフィルタリングをつけてでも全体のフル機能のものを持たせたいんだという方については、このフィルタリング機能というのは現在の法律で提供が義務づけられていますから、これをもっと業者の方々にお願いをして徹底してもらいたい、フィルタリングをできるだけつけてもらうことが1つ。それで、その中でもホワイトリスト方式、ブラックリスト方式がありますけれども、できるだけホワイトリスト方式を奨めて欲しいということです。我々は既に業界に要請していますけれども、今後要請を強めていかなければならないかなと。

この3段階でとりあえず我々としてPTAや教育・学校関係者、携帯電話事業会社を含めて、皆さんに呼びかけをして、3年ぐらい状況を見たいと考えています。この3年間、状況がこういう形の施策をやることで改善すればいいんですけれども、余り改善が見られない、あるいは状況がますます悪化しているような時には、最後にというところ書いてございますけれども、何らかの法的な措置が必要になってくるのかなと。法的措置というのは色々あると思います。1つはフィルタリングをつけることを完全に義務づけること。今、提供しか義務づけておりませんから、業者に。または、通話機能限定の機種を何らかの財政的な措置を伴いながら小中学生に無償貸与していくとか、あるいは特に小学生については持たないか、持つ場合は通話機能限定にし、フル機能のものは持たせないというような法規制を考えるとか、いろんなことがあると思いますので、そこらの含みを残しながら3年後の法的措置ということで盛り込ませていただきました。

前報告と基本的には流れは同じですけれども、そんなところが少しより具体性というか実効性を高めていったところかなと思っております。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、この取りまとめ(素案)につきまして御意見のおありの方はどうぞ御発言をいただければと思います。

篠原委員 携帯電話の問題について、官房長官の御見解を聞かせていただきたい。

河村官房長官 大阪の知事や今篠原委員がおっしゃったように、基本的に小学生、それから中学生については私は学校の中はやっぱり必要ないんじゃないかと思うんですね。

そして、私は大学なんかでも授業中は入り口に携帯電話を置かせて入らせるとか、そのぐらいしても良いのではないかと思う。最近、中国の大学と兼任しておられる慶応の教授

から、中国の大学生の目は絶えずこっちを見ているが、最近、日本の大学生も静かになったと思ったら、下を見て携帯ばかり見ているというのが多いというんですよ。これではやっぱり授業をやる方からしていかがかと思うという意見を聞いて、さもありませんと思ったのです。

しかし、子供はやっぱり集中させる時は集中させなきゃいけませんから、この問題は、保護者の責務の部類ではないかと思っています。それから、既に携帯を巡る悲しい事件が一杯起きているということ踏まえますと、こういったことからどうやって守ってやるかということを考えないといけない時期に完全に来ていると思います。少なくとも学校、教育においては、このことをきちっとする必要があると思います。これは総理とも同じ考え方だと思います。是非この提言を具体的に今後どういうふうな形で実現していくか、これは文部科学省の方も是非考えて欲しいと思います。

塩谷文部科学大臣 文部科学省としては、7月に各都道府県、政令指定都市の教育委員会に対して、その地域の実情に応じて携帯電話の取り扱いをどうするかということについて明確な方針を出すようにということ周知しておりまして、今12月中にその対応等をしっかりと把握する中で、今回の提言も踏まえて、私としては文部科学省としての一つの方向性を明確にしていきたいと考えておりますので、今日の内容を我々としても十分に検討して、基本的には先ほど篠原委員がおっしゃったように、小中はできるだけ持たせないという方向がいいのではないかと考えておりまして、大阪府の問題あるいは他のところでもかなりそういった対応が出てきていると考えておりますので、今月中にしっかりとそういう状況を把握してまいりたいと考えております。

安西座長 ありがとうございます。

木場委員、どうぞ。

木場委員 ちょっと質問のようになってしまうのですが、篠原さん。一緒にソフトバンクにヒアリングに行かせていただいたと思うのですが、その時に私どもが求める限定した機能の携帯をつくってというお願いをしたところ、例えば50万なり100万なりまとまった台数がないとなかなか採算がとれないので難しいというところから先の動きを教えてください。この春、大手3社が機能限定携帯の販売に取り組んでくださるという中で、国や地域のフォローとして何らかの形で推奨をしたりするのでしょうか。

篠原委員 ここにもちょっと書いてございますけれども、4ページ目ですね、機能限定携帯電話の本格的普及のためには事業者の努力だけでは不十分であると。その2段落目ですね。携帯電話事業者と……連携して、新たな販売チャンネルを開拓して、需要を拡大しなければならない。それで、PTAなど青少年育成団体と連携して、推奨シールみたいな仕組みをつくると。いろんなやり方があると思うんですが、携帯電話事業者のCSRだけに頼っていたのでは自ずと限界がある。事業者の方も共同キャンペーンみたいな話もあるようですから、あの時のソフトバンクモバイルの考え方から大分前に進んではいるんですよ。ソフトバンクモバイルは機能限定機種をこの秋から試行的に市場に出してもいま

す。ただほとんど売れないんですって。

品川の「まもるっち」は一つのモデルなんです。これは防犯上の問題から発しているようだけれども、通話機能、しかも登録先、2つですか、3つですかね、そこしかかけられない。それで、防犯ブザーとGPSがついている。普通のメールもできない。インターネットもできない。写真もできない。要するに、安全の問題だけだったら、親とか学校とか3方向か4方向の通話、せいぜい登録先限定メールだけで十分でしょうというのが我々の考えです。ソフトバンクモバイルだけでなく、KDDIも同じようにこの秋から機能限定機種を市場に出しています。今のところこれも余り売れていないようだけれども。「まもるっち」とはちょっとタイプが違うんですけれども、来年の春、ドコモも加わりまして3社が本格的に機能限定のものを発売をする予定と聞いています。ただ、それをただ業者の販促だけにゆだねていたのではなかなか普及しないのではないかと。業者側も採算がとれないという問題があって、打ち切りということだっただけでこういう経済情勢ですからあり得ると思います。特に私は小学生については持たないか、持つ場合はそういう機能限定、フル機能のやつは要らないんじゃないかと思っていますので、中学の3年生ぐらいになれば多少いいかもしれませんけれども、それをどう普及させるかというのは、これは我々だけじゃなくて行政も含めてあるいは地域も含めて考えていかなきゃならんテーマだなと。せっかく出してくれるんですから。それでいけば、ほとんど弊害は出てこないんじゃないかと。子供達の携帯電話を色々調べていくと、やっぱり一番の弊害はメールですよ。メール中毒になってそこからいろんな問題が発生しているということでございますから。

それで、特によく聞かれるのは、パソコンとどう違うのか。パソコンの方はやらせとして、携帯だけ規制したってしょうがないじゃないかと言われるんだけど、パソコンは小学生や中学生が、特に小学生が1人1台持つことはあまりないので、親の目が届く。しかし、携帯は1人1台です。

それから、小学生にウエイトを置いているのは、まだ30%台なんです。保有率が。中学生になると7割ぐらい持っています。持っている人から取り上げるというのはなかなか難しいかもしれないということで、特に小学生段階にウエイトを置きたいということがもう一つあります。

安西座長 ありがとうございます。

野依委員 私もソフトバンクへ行きましたけれども、やはり規制だけでなかなかワークしないと思います。やっぱり携帯の機能を一番よく知っているのは業者というかメーカーなんですね、例えば、ソフトバンクの経営者あるいは技術者達が自分の息子、娘、子供達にこれを持たせたいかどうかということですね。ですから、もちろんもうけも大事だけれども、つくる側、売る側が自分の子供達にこれを持たせたいと思うかということが私は一番の基準になるんじゃないかと思うんですね。そういうことを申しました。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係で、申しわけありませんけれども、この案はここではお

おむね了解されたということによろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

篠原委員初め皆様の御尽力で世の中が本当に動き始めているように思います。地域も十分動いておると思いますので。

篠原委員 ヒアリングをしたところのいろんな関係者の名前が資料の一番最後に出ていますので、またお暇な時に見ていただきたい。これだけのところから一応ヒアリングをさせていただきますました。大体関係者は網羅しているんじゃないかと思えます。

安西座長 大変精力的にヒアリングをやっておられまして。

それでは、本当にありがとうございました。了承していただいたことといたします。第三次報告に盛り込ませていただくということにさせていただきます。

それでは、次の議題へ移らせていただきますが、教育委員会問題ワーキンググループ、リーダーの池田委員、また小川委員、田村委員、若月委員を初め多くの方に関係していただき、今申し上げた方々を中心にまとめていただいております。これもメンバーの方々、これも大きな問題でございますけれども、御尽力いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、池田委員から、御報告をよろしくお願いします。

池田委員 今、座長からお話しいただきましたように、当ワーキンググループにおきましては、9月以降、教育委員会制度の現状とその問題点等について精力的に検討させていただいたわけでありまして、その内容につきましては、資料3のポイントと書いてございます資料を中心に説明させていただきますが、出発点におきましては、教育委員会そのものの必要性についても議論させていただきました。その議論の中で委員の間で一致したのは、教育委員会制度は今日の教育行政において大変重要な役割を担っておりますし、必要であるということでございます。その上に立って議論をさせていただいたわけでありまして。

ご覧のとおり、ポイントは大きく3点に分けさせていただいております。まず、教育委員会制度の問題点、それから現行の教育委員会制度のもとで早急に取り組むべき方策、こちらは5項目ございます。そして最後に、中長期に検討すべき事項という、この3つに分けさせていただいております。教育委員会制度の問題点から申し上げますと、教育権限の一極集中を回避することや教育行政の公正・中立性の確保等を重視するあまり、首長、教育委員、教育長、事務局の間で過度の相互抑制が働き、教育行政に関する責任の所在が不明確になっているという現状、これが1つの大きな問題点であります。2点目は、本来、地域の教育行政の最高の意思決定機関であり執行機関である教育委員会が、現実には教育委員が非常勤、兼業であるということから名誉職になりやすく、事務局の追認機関となっているのではないか、形骸化されているのではないかということでございます。こういう2つの問題点を指摘させていただきまして、その上に立ちまして取り組むべき方策を5項目提言させていただいております。

その一つは、ここに書いておりますとおり、教育委員は地域の要望の把握、あるいは教育長、事務局の行政執行の評価など、求められる役割を明確にし、その職責を果たすということであります。この点につきましては、特に地域の実情に応じて明確にさせていただく必要があるかということをご提言させていただいております。詳細につきましては、本文に4つの大きな項目を掲げさせていただいておりますので、改めてご覧いただきたいと思います。

2のところにつきましては、住民から信頼される教育行政推進のため、教育長、事務局職員への人材確保、または教育人事プロセスの透明化を進めるということで、ここにおきましては、特に教育長に優れた人材を得るために多様な分野から適任者を登用するということが大変重要ではないかという、そういう提言をさせていただいております。

3つ目でございますが、教員人事をはじめ、地域の教育行政を地域の責任で行えるように、市区町村教育委員会の権限、裁量を拡大する必要があるのではないかと提言でございます。これにつきましては、様々な細かい問題がございますが、国が中心になりまして制度改革を行っていただきたいということを提言させていただいているわけでございます。

4番目のところでは、首長は地方公共団体の代表でありますので、教育委員会は教育行政につきましても政治的中立性を保ちつつ、この首長と連携を深めて、その積極的な関与のもとに教育行政を推進する必要があるのではないかと、首長の役割といったものをもう少し引き出すべきではないかという、そういう提言をさせていただいております。

それから、5番目といたしましては、教育委員会は福祉、若者支援、私立学校など様々な行政部門との連携を強化し、広い視野から地域の教育問題に対応していただく必要があるのではないかと、総合行政との連携を深めていただく必要性について主張させていただいております。

以上が現行の教育委員会制度のもとで早急に取り組むべき方策でございます。最後に中長期に検討すべき事項、ここはこの取りまとめ案にも書かせていただいておりますように、地教行法改正後の教育委員会の運営状況を検証しながら、国、地方公共団体、教育委員会など関係者が、地域の教育行政における首長、教育委員会、教育長との責任主体の明確化を図っていく必要があるのではないかと、首長と教育委員会との連携を強化するための方策等について具体的に検討をする必要があるのではないかと、そういった点をこれからの中長期的な検討課題としまして掲げさせていただいております。これらにつきましては引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。これも大変な御努力でつくられたもので。先ほどの携帯電話もそうなんですけれども。

それでは、御意見のおありの方はどうぞ御発言いただければと思います。

どうぞ、田村委員。

田村委員 この教育委員会ワーキンググループに参加させていただきまして、議論した中心は今の御報告なんですけれども、基本的には民主主義の象徴のような意味合いを持つ教育委員会がもうちょっとそれなりに役割を果たして欲しいという、こういう考え方でまとめられているわけですが、ちょっとこの中で触れていないのは、議会の責任の問題なんです。なかなか書きにくいものですから触れてないんですけれども、実は議会が基本的には責任主体の明確化とかそういった問題にかかわっては非常に大きな役割を実際は果たすわけでありまして、別の言葉で言えばガバナンスの強化というんでしょうか、一体だれが責任者なんだということを明確にするという意味では、議会も参加してもらおうという部分があるんですが、なかなか書きにくいものですからそこはちょっとそれほど強く触れていないということがございました。あとは、池田リーダーのお話のとおりであります。そんなこともあったということだけちょっとつけ加えさせていただきます。

安西座長 ありがとうございます。

どうぞ、鴻池副長官。

鴻池官房副長官 意見ではなくて、せっかくの機会でございますし、テーマが教育委員会でございますので、先生方の御意見を拝聴して私の今後の参考にさせていただきたいと思っております。

全国学力・学習状況調査につきまして、公表しないと、開示をしないということについて、なぜ開示しないのかといったことについて先生方は御意見がございましたら聞かせていただきまして、今後の私の参考にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

安西座長 これは教育委員会問題とも関係がありますので、どなたか。

田村委員 実は、立ち上がりの委員会に関係しておりまして、議論に参加させていただいていますものから、文部省側といえますか、そのための委員会の側の考え方で申し上げると、前に公表した結果、実は公表をかなり前にも工夫して公表したんですけれども、結局、それを使ってマスコミがおもしろいものから全国の一覧表をつくるわけですね。それこそかなり詳細にわたって報告してしまう。そうすると、最初の意図と変わって、そのことが逆に、例えばできない子は受けさせないとか、問題を事前に教えるとか、本当に学力検査をすることによって非教育的な現象が全国で頻発してしまったという苦い経験があるわけですね。そのために、あつものに懲りてなますを吹くと言われるかもしれませんが、公表に関しては委員会の関係者は前回の轍を知っているために非常に慎重だという立場があるということだけまず御理解をいただきたいわけです。

ですから、その部分を絶対に大丈夫だというようなことがあれば、そのことについて公表することについて一切いけないというような考え方では、当然情報公開法もありますから、国の体制としては前の時代とは大分違っているわけですから、どんなふうにしても情報公開法に違反するという問題も残ることは事実でありますので。ただ、そういう問題があったことを提起しないままにやっぱり何でも公表してしまうというようなことは、いか

にそういう要望があるにしても慎重にしていきたいというような気持ちがどうしても優先してしまったということでございます。その姿勢は私は間違っていないのではないかとこのように思います。その部分でやっぱり大いに議論するということが大事だと思うんですけども。

言われたから公表するといっても、また前と同じことを起こすという危険性が現場に姿勢としてあるんですね。これをもうやむを得ないんでありまして、建前でいうと、別に学力だけを気にしているわけではないと。人間性を涵養しているんだと。それが意味があるんだというふうに一方で言いながら、本音ではやっぱり今でも根強い点数で高い点をとるとか、いわゆる知識量が多いとか、計算が正確だとかいう、その程度のことを非常に重視するという傾向が強くなるわけですね。ですから、そのことがまた出てくるなということ非常に心配しているわけですね。学力検査といってもそれをすべて調査するということまで問題はつくれませんから、どうしてもその部分が集中的にあらわれてしまうと。こういう物事の本質にかかわるようなことに影響することがあるものですね、非常に慎重になってしまおうという、こういうことでございます。

ですから、いろんな議論があってもいいんだと思いますけれども、基本的にはそういう考えでございます。

安西座長 どうぞ、若月委員。

若月委員 今、田村委員がおっしゃった、基本的には私もそう思うんですけども、こういう議論が繰り返されるたびに、日本という国はどうしていつもこうやって先祖返りばかりをしていて、その議論が新しい展望に向かっていかないのかなと、こう思うんですね。基本的には、私は今回の文部科学省の基本的なスタンスは当然だと思うんです。あれで正しいと思います。ただ、このディスクローズといったようなものが盛んな時代になってきて、ステークホルダーが情報を欲しがってきている、こういう時勢を考えた時、社会の変化を考えた時に、やはり情報というものは当然あからさまに出さなきゃならないものは出さないだけけれども、この場合、学力テストを巡って何を公開するのか、ここをもっと議論すべきだと思うんですね。何を公開するか。

品川区の場合は学力調査を品川区独自でやっております。その結果はディスクローズしているんですが、何を一番重点に置いているかということ、ある程度の結果というものは大まかに出しておいて、それに対してこういう結果をこういう結果に導くために、来年度、学校は1年生において算数ではこうしますというような具体的な対応策を全部公表する。それが実現しているか、していないかを保護者に評価してもらっている。そのための公表をしているわけで、素点そのものを公表する、それはもう弊害は田村委員がおっしゃったとおりだと思うんですね。

だから、かつて私達はそういう歴史を持っているわけですから、それでは何を公表することが子供達の学力を上げることになるのか、学校力を高めることになるのかということ。その公表自体を否定するんじゃない。何のために公表するかということをもっと世論として

議論をして欲しいなというような感想を持ちますね。

安西座長 ありがとうございます。

どうぞ、池田委員。

池田委員 今、若月さんが言われたとおりでありまして、子供達の人間的な成長を促せるようなディスクローズの仕方を、英知をもって考えることができるのではないかと思います。

安西座長 どうぞ、鴻池副長官。

鴻池官房副長官 どうも先生方、御意見ありがとうございました。地域によって色々違ってきていますよね。そうすると、どうしてもやっぱり父兄や関係者から、どうしてもうちは公表しない、あるいはどうしてもうちだけ公表するのといったようなことが飛び交うと思うんですよ。この辺りをやはりきちんと整理をしておかないといかんと私は思います。先生方の御意見は大変参考になりました。ありがとうございました。

安西座長 どうぞ、若月委員。

若月委員 先ほど、池田リーダーの方から御報告をさせていただいたとおりであります。ちょっとつけ加えますと、教育委員会制度そのものに対して色々な今議論がある。極端な場合には、要らないんじゃないか、全部首長に一括して任せたらどうなんだというような議論もある。そういう現状も踏まえた上で、しかし教育委員会という制度がいかにか今の日本の学校教育制度の維持管理をしていくのに重要な役割を果たしているのかということをもまず前提として我々は確認をしたわけです。とはいえ、今言ったように、首長さんがもっとかかわりたいという希望もあるわけですね。それはある意味じゃもっともな話だし、当然のことだ。ということから、首長さんの責任とあるいは教育というものに教育行政と総合行政とのかかわりといったようなものをもっと明確に関連づける必要もあるだろう。だから、首長さんがもっと遠慮しないで教育行政にもかかわれるような仕組みというものをつくる必要があるだろうというようなことは多く議論をされた一つでした。

それから、もう一点多く議論されたことが教育長なんですけれども、これは一つの例として出したんですが、そうであるならば、教育長と首長はラインで結んだらどうだろうか。そして、教育委員という立場からは離れて、「教育長の専任化」という言葉になっていいますが、実はその言葉の裏にはそんな議論がありました。そういったところから、一般行政と教育行政のもっと風通しをよくするために、首長、教育長ラインで結ぶのも一つの方法だ。それと別に、やはり教育委員会というものを持つということ。こういったことも考えられるという議論の中から、「教育長の専任化」という言葉が出てきました。

それから、教育委員会が形骸化しているということで、これも我々もよく承知をしているところです。この形骸化するのには委員さんがどうこうだからではなくて、何でもかんでも非常勤の方々に教育の問題をすべて、これも教育委員です、これも教育委員ですと、余りにも仕事が多過ぎるのではないかと。教育委員さん方が本当にできるそういった職務内容、そういったようなものをもっと精選をしていく必要があるんじゃないだろうか。そういう

ところから形骸化といったような批判あるいは現状からも脱却ができるのではないだろうかという意味で、職責を果たすように色々何に重点を置いてやるかというようなことが書かれています。そんな文言の裏には、そういう今の教育委員さん達に余りに多く課せられた、そんな現状を踏まえての一つの解決の方向を示したというふうに御理解をいただければと思います。

安西座長 どうぞ、木場委員。

木場委員 教育委員についてなんですが、例えば6ページの円グラフの下ですね。名誉職とか充て職とか言われていて、無職の方が結構市町村で多いですよ。その中で興味があるのは、同じ無職でも保護者ですよ。主婦の方も含めて実際に就学児童を持っていらっしゃる方がどのくらい入っているかという、この割合がちょっとここでは見えないのですが、恐らく文部科学省も何年か前から実際に就学時の保護者をどんどん入れてくださいというような要望を出していらっしゃると思います。形骸化の一因は、議題の内容がピンとこないところも実は教育委員の中にあるのでは。実際には教育の現場を知らないわけですから。僭越ですけども、私自身は子供が小1の時に教育委員会に入って8年目でございますけれども、やはり5人の教育委員の中に保護者が何人か入っていれば、もう少し実質的な議論に参加できますし、形骸化と言われたいのではないかと。

私も実際、8年前に入った時には、事前打ち合わせでの決め事が多かったもので、どんどんアドリブで発言をさせて欲しいと希望してきました。今は、委員が疑問に思ったことをどんどんぶつけられるような柔軟な空気になり、委員の方からテーマを出しています。

安西座長 どうぞ、塩谷大臣。

塩谷文部科学大臣 今回の提言につきましては、大変的を射たいろんな御意見をいただきましてありがとうございます。昨年、地教行法を改正して4月からそれが施行されました。しかしながら今回の提言は、正に私自身も疑問に感じて、特に地元の委員長あるいは委員の皆さん方の意見を聞くと、正に形骸化という批判に対し、いかに責任を全うするためにどう機能させていくかが大事だということが明らかになっていると思いますので、これを今後の課題として取り組んでまいりたいと思っております。ただ、4月に施行されたばかりというそういう時間的経緯もありまして、十分にまた現場の意見を聞きながら、今回の提言を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

安西座長 ありがとうございます。

私からも一言だけつけ加えさせていただくと、やっぱり教育委員、特に教育長の育て方というんでしょうか、地域によって教育の状況が非常に違う中で、その地域の教育を本当に良くしていこうという、そういう一種のプロの教育長をどうやって育てるのかという。育てなきゃいけないということは書いてあるんですけども。先ほどの学力テストの問題もそうなんですけれども、やっぱり公表してどういうことをどういうふうに 若月先生がおっしゃるとおりで、そういうことを具体的にどうやっていったらいいのかということはまだ課題なんじゃないかなと思いました。

それでは、よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。この案につきましてもおおむね御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。今日いただきました御意見を踏まえた上で第三次報告にまとめさせていただきたいと思っております。

それでは、3つ目の議題に入らせていただきますが、9月の懇談会でもやったのでありますけれども、大学全入時代の教育の在り方について御議論をいただければと思います。

まず、事務局から資料の御説明をいただいて、その後意見交換に入らせていただきます。どうぞ。

吉田室長 それでは、資料4をご覧くださいと存じます。9月にもこの大学全入時代の教育の在り方についてということで、質の担保とそれから教育費負担の問題について御議論をいただいたところでございますが、今回もう少しそれを深める議論をしていただければということで、こういうたたき台をつくらせていただきました。

まず、大学教育の質の担保というところでは、(1)のところは設置審査の問題を扱っております。それから、(2)のところは事後的な第三者評価の問題について触れているところでございます。

恐縮でございますが、後ろの方に資料がございます。5ページのところをご覧くださいと存じますけれども、設置審査の関係では、平成15年にこれまでの抑制方針を撤廃するというので、弾力化がなされてきたわけでございます。その影響もあるのかもしれませんが、その下の表をご覧くださいと存じます。そこに18歳人口とそれから入学定員の推移を整理したものでございます。真ん中あたりに平成15年度というのがございますけれども、その時に18歳人口が146.5万人ということでございました。それから右の方にいっていただきまして、平成20年度を見ていただきますと、123.7万人ということで、およそ23万人程度、率にしまして15.6%の減少ということが生じているわけでございます。一方、入学定員の方はどうなっているかということでございますが、これも平成15年度の2つ目の欄をご覧くださいとさせていただきますと、66万ちょっとという形でございますが、これが平成20年度で65万8,000人弱というふうなことでございますので、この間では0.35%の減少にとどまっているということでございます。国立、公立、私立の内訳はその下に書いてございますけれども、私立の場合の大学については5.93%の増、なお短大の方は逆に減少しておりまして、ここは23.4%の減少という形になっております。進学率をご覧くださいとさせていただきますと、平成15年度の49%から平成20年度は55.3%、収容力、すなわち志願者のうちどれぐらいが入学しているかという率でございますけれども、これが84%から92%という形で推移をしてきているということでございます。この推移を見ますと、これは前回も御議論がございましたけれども、やはり学生の質は大丈夫なんだろうかという懸念が出てくるのではなかろうかと、こういうふうに思います。

そういった意味で、大学の質を担保する上で2つの関門があるわけでございますけれども

も、最初の設置審査というところで、弾力化されて、それが多様な大学をつくるという意味ではいい面もあったわけですが、一方で、大学や学部の中にはやはり教育条件の質という面で疑問を呈される大学も出てきているような状況もございますし、また大学経営の安定化ということで学生の確保が優先をされて、やはり学生の質の担保といったものがおろそかになっているのではないかとといったこともございます。そういった意味から、設置審査の際の在り方といったものをもう少し厳しくするという考え方についてはどうかということもございます。

それから、その点の2点目の事後的な第三者評価のことでございますけれども、これも平成16年の改正によりましてこの認証評価が義務づけられたわけでございますけれども、実際に事後チェックの仕組みとして有効に機能しているのかどうかということもございます。また、認証評価機関が6ページの方に参考資料を掲げてございますけれども、複数の認証評価機関があるわけもございますけれども、これはそれぞれ大学がその評価機関を選ぶというふうな形になっておりますけれども、この複数の評価機関の間で大学間比較ができるような公正かつ客観的なものとなっているのかどうか、評価の在り方についても、やはり大学の類型ですとか分野に応じまして、あらかじめどの評価機関の評価を受けなければならないのかが一義的に定まるような仕組みなど、もう少し比較できるような仕組み、そういったものを導入するというのはどうかということもございます。

3つ目は、そういった評価をやはり公費投入額の方に反映させるべきではないかという提案をこの下に書いております。一定のレベルに到達しない大学については公費投入対象校から外すなどのことも考えられるのではなからうかということもございます。

2ページのところに移っていただきますけれども、これも前回少し御議論をいただきましたけれども、一部の大学が推薦・AO入試という名をかりまして、学力不問で多数の学生を受け入れている現状があるのはどうかということもございます。その下の枠囲いで少しデータを示しておりますけれども、2つ目の、推薦・AO入試による大学入学者数をご覧いただきますと、平成20年度のデータでございますと、全入学者の43.4%、私立大学の場合には50.8%、半分を超えるぐらいの数が推薦・AOで入ってきているという状況がございます。今度は、私立大学の教員が授業で直面している問題点としまして、まず「基礎学力がない」という反応をしているのが56.3%、また「学習意欲がない」と言っているのが37.2%というふうなこともございまして、学生の質の低下というのが非常に憂慮すべき状況にやはり陥りつつあるのではないかとということもございます。

そういうところから、(2)のところ、前回もございましたけれども、推薦・AO入試も含めまして、大学進学希望者に対して、高校段階の学力を客観的に把握して大学・高校が活用するための試験ということで、高大接続テストというものを設けるべきではないかという論点が出てこようかと思っております。大学入試センター試験を発展的に活用するというアイデアもあろうかと思っておりますけれども、何かしらそういった基礎的な学力をはかるための共通的な試験を導入してはどうかということもございます。

3は、前から御議論をいただいていますアドバンスト・プレースメントの導入についてのことでございます。

それから、3ページの方に移っていただきますと、質の確保を前提としてでございますけれども、高等教育に対する公的支援の在り方ということについては是非御議論いただければということで、こういったものをつくってまいりました。

(1)のところで、質の担保を前提とした高等教育に対する公的支援ということでございますけれども、質の担保をおざなりにし、量的拡大に応じて公的支援を増額することは納税者の賛同が得られないのではないかと。質を担保した大学については、学力不問入試などによる学生の確保とかというものととられることなく、安定的な経営ができるよう公的支援をふやすべきではないかと。一方、質の担保が得られない大学は公的支援の枠から外すということで、選択と集中を図るべきではないかということをごに書いております。

(2)は公的支援の拡充でございますが、は運営面への支援ということで、公立大学の運営費交付金あるいは私学助成あるいは各種のGPなど、こういった公費を投入する部分につきましては、質が担保された大学のみを対象としてはどうかと。これはその結果として授業料の抑制、そういったものもここに意図しているわけでございます。

それから、家計負担への支援というところですが、これも前回ご覧いただいたようなことで、OECDのインディケータでは、日本は非常に家計負担が高いということが出ておりますけれども、(1)のところから言っていますのは、特に大学院の博士課程に対する支援といったものをより強化すべきではないだろうかということでございます。

4ページのところの冒頭をご覧くださいと、大学院博士課程で経済的な支援を受けておられる在籍者の支給月額平均が出ておりますけれども、5万円未満というところが52.8%で、5万円以上10万円未満というのが20.7%ということで、7割以上の方が10万円以下の公的支援しか受けていないということでございます。

なお、8ページのところにちょっとグラフがございますけれども、こういった公的支援を受けていらっしゃるのも、総在籍者のうちでは約半分といったような形になっております。外側の円が総在籍者でございますけれども、内側の円がそのうち支援を受けている者の割合でございますが、ちょうど半分程度というふうな形でございますが、そういった状況があるということでございます。

一方、奨学金制度、今現在、学生支援機構のいわゆる貸与制の奨学金制度がございますけれども、これについてもやはり問題があるのではなからうかということでございますが、それは返還総額が段々と大きくなっていくということでございます。奨学金を受けている割合は下の枠囲いの中にあるようなことでございますけれども、貸与月額と返還の例ということで、私立大学の学部生で自宅外通学、4年間で第一種奨学金、無利息の場合に、月額6.4万円の場合でも最終的には返還総額307万円という形になってまいります。第二種奨学金、これは利息つきですけれども、月額12万円ということでいきますと、大学を卒業する時には775万円の借金を背負っているというような状況も出てきますので、やはり奨学

金を受けたいといっても、その次の返還ということを考えるとためらってしまうといったものも出てくるのではないかと考えています。

そういう中で、貸与制は維持しながらも、特に優秀かつ経済的に厳しい家庭の学生に対しては給付制の奨学金というものを導入するというのではどうかということをございます。その下の枠囲みにございますように、大学生のアルバイト従事状況でざいます。博士課程で77.6%の方がアルバイトに従事しておりますけれども、その65.4%の人達は「アルバイトに従事しない場合には就学不自由あるいは困難」といった回答をしております。特に博士課程の方からでもこういった給付制の導入ということについて議論することが必要なのではないだろうかということをございます。

あと、資料の方は、9ページのところには、家計負担にどうい影響があるかということをございますけれども、これは日本政策金融公庫がこの秋に発表したものでざいますけれども、真ん中のグラフをざ覧いただきますと、所得の低い方におきましては、200万以上400万未満という年収の家庭におきましては、在学費用が55.6%という、半分以上がこの教育費用に充てなければいけないという状態になっているというようにございます。

最後の10ページのところをお開きいただきますと、先ほど給付制の奨学金の議論がざいましたけれども、これは2008年のOECDのインディケータからとった資料でざいますけれども、給与補助、いわゆる給付制の奨学金などの割合でざいますが、OECDの平均が10.4%でざいますが、日本は0.7ということで、これをござ覧いただきますと、一番下の方になってしまっているということをございます。

それから、年収とそれから進学との関係につきましては右側の表にざいますけれども、これは当然年収の額に応じまして進学予定も変わってきているということをございます。

以上でざいます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、この大学全入時代の教育の在り方について、御質問等も含めて御意見おありの方は是非お願いします。

どうぞ、野依委員。

野依委員 前回出席できませんでしたので、私の専門の理科教育全体に対して少し意見を述べさせていただきたいと思ひます。

私は、理系の教育というのは日本が科学技術創造立国であるためのかなめだろうと思ひしております。従って、日本は国際的にも格段に優れた教育をすべきだと私は思ひしております。世の中にはこの危機感がないということに大変恐れを持っております。理科あるいは数学は国境がないわけですので、世界水準を十二分に確保するということが必要だろうと思ひます。大学に先立つ中等教育でありますけれども、まず大事なことは、一般の生徒の学力を十分に充実するということです。水準を必ずしも試験で測れないわけだけれど

も、一応PISAのようなものがメルクマールになって、まあまあ水準にあるんじゃないかと思います。しかし、リーダーを養成することが全くできていないということです。これは科学オリンピック等が象徴的なメルクマールになると思いますけれども、今年の結果を言いますと、60カ国ぐらいの中で物理は17位、生物は14位、化学に至っては33位という位で、全く話にならないということです。文部科学大臣はストックホルムにいらっしゃいましたですね。今年はノーベル賞に日本は沸いたわけですが、これと科学オリンピックのギャップに私は全く当惑しております。

これは高等学校までの話ですけれども、大学はもっと深刻です。先ほどからお話がございますように、全入時代に入っているわけですが、この30年間で学問の流れも、社会の要請も全く変わったわけでありまして、一方で、基本的に新制大学になりましてから60年間、大学の体制というのが全く変わってなくて、この状況に対応できていないということです。私は各大学のあるいは大学人の既得権を廃して、抜本的にあるべき姿に変えなきゃいけない、大学人がこのことをしっかり自覚をしていかなければいけないと思います。

更に大学院はもっと悲惨であります。大学と異なり、大学院は国内の競争でなくて国際競争力を十分に確保しなければいけないわけですが、これが全然できていない。現在、産業界の研究等はすべて修士、博士達で遂行されているわけですが、質・量ともに全く不十分です。証拠は沢山あるんですけれども、1つ挙げますと、産業界は今青田買いをやっています。大学院の修士課程の1年へ入った学生を直ちに採りにいくということです。私も経団連に申し入れましたけれども、なかなかこれがやめてもらえない。大学院教育が成り立たず、けしからん話です。しかし、それでも青田買いをするということは、要するに人材が全く足りないんですね。ですからなりふり構わず取り合いになるわけです。十分な質を持った人間が沢山いれば、どんと落ち着いていていいわけです。大学院はこういう状況にあります。

それからもう一つは、研究活動のために多くの企業が海外進出を始めています。これまでの海外進出は、安い労働力を使って生産に資するためだったわけですね。しかし、現在は研究をするために海外進出せざるを得ない。日本の国内に十分な力を持つ大学院卒業生がいないということです。この状況を直視すべきだろうと思います。私は、教育振興基本計画を実現し、人材の質・量とともに確保するためには、公的財政支出の大幅な拡大が不可欠だと思っております。この問題は、文部科学省内の努力の域を超えておりますので、是非政治主導でお願いしたいと思っております。

先ほど、吉田室長から大学院生への経済支援の問題がございました。この資料の4ページでございますが、実は今、大学の教育研究というのは、大学院生の参画なくしてありません。多くの研究論文は教授だけでなく大学院生の支援によって成り立っている。それから、後輩達の教育に関しても大学院生が実際上やっています。理系の大学院生は、現在、月に200時間働いております。しかし、これの対価が全く払われていないというわけです。ですから、私は大学院生には月に20万円払わないのは、あえて申し上げますと労基法違反

であると思っております。先ほど博士課程大学院生の経済支援のことをおっしゃいましたが、私も修士課程から必要です。ちゃんとやっている大学院学生に対しては月20万の労働に対する対価を是非お願いしたいと思っております。これは世界的に行われているわけです。吉田室長、先ほどグラフをお示しになりましたけれども、このギャップが世界的に大きな問題になっているということでございます。早急に是正されなければ我が国の大学院は競争力を持ち得ないので、よろしく御配慮をいただきたいと、こういうふうにお思っております。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、田村先生。

田村委員 1つ、この表でお伺いしたかったのは、8ページですね、経済支援にかかわってなんですが、国立大学と私立大学で奨学金を支給される比率が国立と私立では何か差があるんでございましょうか。

吉田室長 今、田村先生がおっしゃいましたのは8ページの左上のグラフだと思います。外側がこれはそれぞれの国立大学、公立大学、私立大学に在籍している博士課程の研究者の数でございますけれども、内側の方がこれは国立大学の博士課程在籍者で80%程度のものがこういった給付型の支援を受けているというグラフでございます。これはそれぞれ給付型の財源としましては運営費交付金、国立大学の場合は特に運営費交付金ですとか、それから様々な競争的資金、それから学内で設けております奨学資金、いろんな財源があり得るわけでございますけれども、結果としますと、支給を受けている割合としては国立大学が多い結果になっているということでございます。

田村委員 これは原因はお調べになられていない。

吉田室長 恐らく、そういった資金源の状況が影響しているのかなと思いますけれども。

田村委員 特に大学院では大学間の交流というのがかなり頻繁に進み出しております。にもかかわらずこういう差があるのはどうしてかなということでごっと御質問させていただきました。

それから、先ほど野依先生のお話の中で、数学にかかわらず、科学もオリンピックをやって、世界的に我が方は低いという御指摘をいただきました。私が実は自分のところで経験した例でいいますと、日本で優勝しまして科学オリンピックに参加したわけですが、日本では相当評価された研究が世界大会へ行くと全く相手にされないんですね。つまり、日本でやっているのは試験管でやっているんですけども、その年、アメリカの高校生が優勝したテーマは原子炉の中のイオン変化なんですね。高校生が原子炉を使っているわけですね。びっくりしましたよ、それは、本当に。だから、審査の対象にならないんですね。ですから、もろに出ていったらかなうわけがないんです、今の段階ではですね。

それともう一つ考えられるのは、どんなにいい成績をとっても大学入試は全く関係ないんです、日本では。ですから、大学入試はまた勉強し直さなきゃだめです。その制度がある以上は、これはなかなか日本では普及しないというのは実感があります。日本で幾ら優

勝しようといいい成績を上げようと、入試には全く関係ないわけですね。英語なんかの場合、よっぽどあるんですね。英語ですとTOEICで何点とかいうと入試に反映されるんですけども、こういったたぐいのコンテストにはそういう評価は全くないんですね。ですから、それは正にある意味では日本の教育制度がまだかなりリジッドというかかたくなで、なかなか柔軟にそういう社会の変化に応じて生まれてきたいろんなコンテストに対応するということに対して教育制度が追いついていないというふうなことが多く見られますから、野依先生の御心配、そのとおり、将来必ず影響が出るんじゃないかということに気がしています。これは制度の問題なんですね。

野依委員 私はこう考えております。理科の教育については、今までの学校における座学を中心とした授業だけでは不十分ですね。それ以外の十分な教育資源が必要であって、企業や研究所が沢山持っているわけです。私は今理化学研究所の責任者ですが、機会をとらえて高校生達に資源を提供し、教育機会を与えております。是非そういう有効な教育活動に対して人員やお金の面で国がしっかり手当てをしていただきたい。そういった社会総がかりで理科教育をやっていく非常に大きな力になると思っております。

それから、吉田室長、先ほどございました経済的支援給付型ということですけども、私は2つに分けなきゃいけないと思うんです。1つは授業料の問題ですね。大学院生は教育を受けている。国公私それぞれ成り立ちが違うわけでありまして、授業料が違ってしかるべきだと。これに対しては適切な経済支援をしていかなければいけない。

もう一つ、同時に大学院生は大学の教育研究活動を支えている。私が先ほどから何度も言っていることは、大学院学生の教育あるいは研究に対する労働に対する対価を今全然払っていないということは労働基準法の違反だろうと思います。1時間当たり1,000円とすると週に40時間、月に200時間働いておりますので、掛け算すると20万円。これは経済支援ということでなくて、私は大学の義務だろうと思いますね。実際、今大学院生の教育研究にかかわる活動なくして、日本の科学技術はあり得ないわけです。論文に教員と共に学生の名前が沢山載っているわけですね。それに対して対価を払わなければいけない、私はこう思っております。

安西座長 ありがとうございます。身にしみて分かるんでありますけれども、私もそれは。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、官房長官。

河村官房長官 私、記者会見のために退席しますので、すみません。

非常に貴重ないろんなお話をいただいて、この懇談会が持つ意味というのは、こういう活発な議論の中で色々なアイデアが生まれてくると思います。大臣もずっと聞いておられるわけですから。

先にまず、大学の話を聞いていて、やっぱり教育投資、財政投資の話、これが非常に抑えられている。確かに今日本の財政はこういう状況にあることは間違いはないんですが、ま

だ我々の頭の中に、日本の教育は世界の中でも上位を行っているんだと思い込んでいるところがあります。しかし、今の先生方のお話のように、かなり深刻なところに来ていると思わなければいかんということでしょう。そうすると、この底上げをするには、やっぱりもちろん基礎教育のところからしっかりと取り組んでいきまないと、大学だけというわけにはいきませんから、もう一回これは早急に見直していかなくちゃいかん。それから、大学院生の問題で大学病院など医療の現場も持っていて医者としてやっているものを全然見ていないのは困るんだという話を聞いている。こういう大学院生が実際に働いている現場もあるということはどう見るかという課題がございますので、これはまた財政を伴うものだから大変でしょうが、文部科学省の方も問題の所在を数値的に把握する必要があるだろうと思います。

やはり教育改革と言われますけれども、日本の置かれる立場を考えた時に、正に世界トップクラスの教育をやるんだということであれば、そのような体制を組まなくちゃいけません。是非、そういうことを提言していただいて、本格的にやっていくということは必要だと思います。

それから、教育委員会の在り方も、これ最近では首長さんあたりから教育委員会はいらないのではないかという声が出始めた。これは、ここにありますように、教育委員会の在り方、特に、色々指摘がありますが、首長さん方と教育委員会の在り方は一体どうなんだということだと思います。しかし、やっぱり教育は社会総がかりでやるわけですから、首長さんが教育にどれくらい熱心に取り組むかによって随分変わってくるわけですね。その姿勢が問われていますので、結局、教育委員を最終的に決めていくのは首長の責任でやるわけですから、その首長さんが教育委員会とうまくいかないというのは、常識的には考えられんことが実際に起きているようなことも聞きますので、こういう基本的なことも考えてみなければならない。教育委員会は必要ないという議論にどうきちっと応えていくか。もちろん、アメリカから入ってきた教育の民主主義、教育の中立性という非常に基本的な概念もありますので、これからこのテーマに御提言をいただくわけでありまして。文部科学省としても教育委員会というのは自分のところの手の内に入っているように考えやすいものですから、余り深刻にこれまで考えてこなかったといいますが、自分の中のものだと思っ
ていますが、実はそうではない。ただしかし、これをまた公選制でやってみたらうまくいかないという実例もあるわけです。これはやっぱり機関としてどう位置づけていくかということをしっかり考える必要がありますので、こういう御提言を取りまとめた中で、何が一番大事なのかということをしっかり織り込んでいただいて、文部科学省、国の方向としてきちっと打ち出していきまないと、地域によってばらばらになってしまいますね。だから、やっぱり教育委員の存在というのがもっときちっとしたものになるように、名誉職ではいけないんだと思いますからそういう意図をしっかりと出す必要があるんじゃないかなと私も思いました。

いよいよ教育再生懇談会が再出発することになりましたので、これからもメンバーも充

実してと、総理もそう言うておりますが、今重要な問題についてはテーマ毎にまた更に掘り下げてやっていただくということもあろうかと思しますので、そういう点も含めてどうぞよろしくお願い申し上げます。

安西座長 よろしく願い申し上げます。官房長官は造詣が深くていらっしゃると思いますので、期待しておりますので。

河村官房長官 ありがとうございます。

(河村官房長官退室)

安西座長 官房長官は公務のため御退席ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、もう少し御意見をいただければというふうに思います。

どうぞ、篠原委員。

篠原委員 塩谷さんに教えて欲しいんですけども、私がよく分からないのは、5ページです。18歳人口が減少の方向にいつているにもかかわらず、私立大学の数が増えていますよね、この表を見ると。それは設置基準を緩和しているということが1つあるということなんですけれども、何でこんなに増えているんですか。

塩谷文部科学大臣 基本的には、その規制はするべきでないという。例えば法科大学院なんていい例で、あの時もどんどんつくって自由競争をすればいいという論理なんです。それが会社とか他のものと違って、教育の場というのはそういうわけにもいかないし、それで質が保てればいいんですが、逆に低下しているというもう明らかな状況がありますから、やはり時代に合ったこういった基準をつくっていく必要があると私は感じております。今までの流れはできるだけ認可していこうということできましたから。やはりもう時代が変わって、大学の数が少なかった時代と、子供達が今度は少なくなってむしろ大学が多過ぎるといふ。それで、入ればいいという時代と、もう質が問われる時代になってきましたから、そこはやっぱり改めて、これからの大学といふのはどうあるべきかということを考えていかなきゃならないと思うんですね。

ですから、今中教審の方でも大学の在り方ということで検討していただいておりますが、やはりそれぞれお話があったように、かなり国際競争力の観点とかあるいは人材育成とか、そういうことでいうと、ただ単に大学に入ればいいということではもう全く通用しないということになっていきますから、これは高校教育の面もあり、その下の義務教育の面も含めてすべてにかかわってきますから、そういう点では今日の御提言にあったようなところ、それから御意見いただいたようなところはかなり今後の教育に大きく影響するところがありますから、今篠原委員がおっしゃったように、私も大変疑問に感じて、ある程度、時代に合った学部とか大学をつくりたいという要望もあるんです。もう今までの学部では成り立たないって。だから、そういう面では新しい大学もつくられてしかるべきなんです。基準だけ合えばどんどん認可していくということになっておりますので、どんどん拡大していくような傾向にあります。そこら辺は要検討していかなければならないと思いますね。

篠原委員 何か株式会社による大学経営の行き詰まりも見られるし、いろんな波がわかってきているのかなとも。

塩谷文部科学大臣 やっぱり大学に合ったそれなりの形や環境があるべきだと思いますので、そこら辺はしっかりと、諸外国等のいろんな大学の例も含めて見ると、やっぱり日本の大学の在り方というのはもう一度検討していかなきゃいけないと、このように考えております。

安西座長 どうぞ、池田委員。

池田委員 大学の学部での在り方、それから大学院の在り方、特に大学院における研究者の状況、これはもう野依さんが言われるとおりでありますので、何としてもそのあたりを拡充し、あるいは国を挙げて支援体制を整えていただきたいと思います。一方で、日本の教育は小学校から6・3・3・4制、これは定着しておりますが、私は入り口である幼児教育といったものが、どうも日本の教育全体の中から抜けているのではないかとこのことを強く感じます。特に成長過程における感性や想像力、また考える力、そういったものの根本は就学前教育で培われるものだと思っております。就学前の入り口のところを出口である高等教育と同時に考えていく必要があるのではないかと。そのことが必ずや人材的に、あるいは人間的に研究者のところに反映されてくるのではないかと私は思いますので、両方相まって考えていただきたいと思います。

それと、これは各論になりますが、大学院における研究者の中で女性の研究者が非常に厳しい状況下にあるということ、このことも考えていく必要があるのではないかと。ある企業が女性の研究者に対する助成をしようと募集をいたしまして、現状を色々把握させていただきますと、大変厳しい状況下にあることが、浮かび上がってきております。結婚され、子供さんもいるという方で研究を続けていくのは大変なことで、研究者として十分に研究を続けられる状況にはないと聞かされております。全般的にもそうですし、固有の問題を取り上げてもらいますので、女性の研究者に対する配慮もこれから必要ではないかということを感じさせられております。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

どうぞ、木場委員。

木場委員 獭とした感想のようで申しわけないのですが、まず今おっしゃった幼児教育に関しては私は第1回の会議で是非無償化をということをお願いしていたのですが、本日、大学の部分でも10ページのOECD平均との比較ですね、公財政支出に占める給与補助という、家庭への補助の部分で、平均と比べても1けた違いますし、総理も冒頭におっしゃっていましたが、本当に日本という国は資源が少ない国で、人材こそ宝というのであれば、余りにもお粗末な数字だなと感じました。これはやはり子供の教育、子供を育てるということをして国の宝と思うのか、個々の家庭にお願いして投げてしまうのか、このあたりの選択、プライオリティーをどうつけるのかという点では、残念な数字だと思っております。

す。

この問題はもちろんその後の進路にも影響しますし、また私ども女性にとりましては、家庭の中に占める教育費がこれだけ高いのであれば、出産を考えますし、少子化にもこういったことが直結しかねないと思います。そういうことも含めて、もう少し家庭への援助、支援をお願いしたいと感じた次第でございます。

ありがとうございます。

安西座長 ありがとうございます。家計負担が大きいというのは、幼児から大学まで、途中の義務教育部分はあるかもしれませんが、とにかく幼児教育と大学、高等教育部分の教育費をどうするかというのは非常に大きな課題だと思います。

どうぞ、田村委員。

田村委員 ありがとうございます。

篠原委員が提言されました高等教育の数にかかわっての議論ですけれども、私は現状、日本の高等教育機関は数が多いあるいは多過ぎるというふうには考えていません。つまり、長い間、私達は18歳から高等教育に入るというふうには考えられていたんですけれども、実は今大きく社会が変わろうとしていまして、現実にはそれが実現してきていると思います。高齢化社会に突入していく中で、日本ではOECDとの比較でも高等学校までの就学をしている比率というのは非常に高いんですね。つまり、既に教育を受けた層というのが相当数いるわけです。計算の仕方で違うんですけれども、単純な比較をすると、フランスが50%だと日本は7割だというぐらい、非常に高い比率で教育が普及しているわけです。実は、その層は確実にどこかの時点で高等教育に対する関心を持つんですね。興味を持つ。それに対してどのような受け皿を考えるかということ全く今のところは配慮されていないんですね。これは大学の中の問題もありますし、社会全体を考えた場合、高等教育機関がどういう役割を果たすかということを考えて計画するべきだと思いますけれども、それを考えた場合には私は今の高等教育機関の数が多いとか、人口が減っているにもかかわらず増えているということは不思議でも何でもないだろうというふうに思っています。むしろ増えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

ただし、問題は質の問題、これは間違いないです。ですから、質の問題をどうするか。それから、先ほど人口が減っているけど大学が増えたという率直な数字の上での御質問があるのはこれは当たり前なんですけれども、中身を見ると、やはり機能がどんどん変わっているんですね。ですから、新しい社会の要請に従って新しい分野での高等教育機関というのがどんどん生まれているんです。その生まれ方は世界と比較すると日本は遅い方です。ですから、そういう意味ではある分野では大学は足りない、ある分野では余っている、これがなかなか機能的に変化できない、移動できないという、この問題はこれから大きな問題だろうというふうに思いますけれども、基本的には教育についてもうちょっと国の基本政策として、先ほどいいお話をいただきましたが、国家戦略として中心の戦略としてこの問題を取り上げていかないと、何年か後には必ずしっぺ返しを食うだろうというふうに思

いますので、よろしくお願いをしたいと思います。制限するということでは私はないと思います。変化だと思うんですね。むしろ数は足りないんじゃないかなというふうに思います。

安西座長 文部科学省からいつかグラフでも出していただければと思いますけれども、各国の大学生の平均年齢、日本が異常なんですね。日本だけが18歳から24歳に集中しているが、他の国は20～30歳と非常に広がっております。

篠原委員 今、田村さんがおっしゃっていただいたことで大体理解できるんですけども、短大がなかなか厳しいというので、それが4年制に変わっているというような要素も恐らく増えている要素の一因ではないかと思います。ただ、機能別でいろんな大学がきちんと質を伴ってやってくだされればいいんですが、つい何となく行き詰まったり、色々留学生絡みで問題が起きてきたり、いろんなことを耳にする機会が最近多いものですから。やっぱり量が増えればいいわけではない。自然に質的な側面から淘汰されていくような何か流れをきちんとつくっておかないといけないというのが率直な感想なんでございまして、そういう意味でちょっと先ほど申し上げたところです。

安西座長 質の向上に努力しない大学は退場していくというのは、これはもう当然のことだと思ひ、私がそういうふうに言っははいけないのかもしれませんが、当然のこのように思います。

それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、この件につきましては、第三次報告に向けて意見を集約していくようにさせていただきます。これも大変大きな課題でございますし、大学と幼児教育というのは実はつながりがありまして、家計という家庭の問題、教育費負担等の問題を考えますと、大変関係のあることなんであります。

それで、事務局と私の方で文案を作成させていただいて、委員の皆様にお送りして、文書で御意見をいただくようにさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、田村委員から子どもと若者の勉強会の最終まとめについて御報告をお願いします。

田村委員 はい、ありがとうございます。

社会が非常に複雑になり、変化が激しくて、学校というところで育った人達が社会に出て戸惑うと。これが普通にいろんな形で起きているというのはお感じのとおりであります。最近、いろんな意味で相談に乗ってくれないのが原因の悩みから過激な事件を起こすというようなことが散見されるわけですけども、これは実は日本だけではなしに、ヨーロッパ、先進国と言われる国々はすべて苦しんでいる問題であります。それらの国々がそういった人達に対する対応を色々工夫してやってきているわけですけども、私達の国は同じようにいろんな工夫でそういう対応をしてきております。ただし、その対応の内容は、率直に言っ、この勉強会で分かったんですけども、世界的な水準で見てもかなり進んで

いるいいものを行ってあります。

ただ、最大の問題は縦割り行政ということで、それぞれの分野では非常に徹底してよくやっているんですけども、その連携が全くとれていないと。この問題があります。一番分かりやすく言いますと、例えば教育委員会が主催して青少年の補導をやりますと。その補導の結果出てきた青少年はリストアップができて、実際に指導をするのは学校に行っている人達だけ。教育委員会は学校に来ていないと対応ができないというので、そのせっかく用意した資料はどこにも伝わらないで、これは個人情報との関係があるので、できないんですね。ですから、私も実際経験しました、そういうことを。何てばかなことをやっているんだろうと思いましたが、これは正にそういう意味での問題点を解消するために、どうしても総合支援策というものを国として決めて、縦割り行政でそれぞれがよくやっておられるものをうまくネットワークして、連携するという、こういうことが必要だという結論が今回の答申の内容だと思います。

一言だけ申し上げさせていただきますと、実はこの問題は、先ほど池田委員がおっしゃられた就学前教育と密接にかかわります。つまり、これはアメリカの調査で、実際この報告が衝撃を与えたんですけども、就学前教育がきちっとされている人のグループとされていない人のグループを追跡調査しますと、その後にかかる社会的コストの費用が、きちっと就学前教育をした方が結果的には余りお金がかからなかったと。大きくなってからやると、えらい手間とお金がかかるということが報告されて、就学前教育の必要性が非常に強くアピールされたんですけども、この部分がどうしてもこの支援策の中の前提としてありますので、何かそういうものも包括して考えていただければありがたいなということでございます。

ありがとうございました。

安西座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして英語教育の在り方に関する要望書、資料6でございますが、私の方から御報告させていただきます。

去る10月20日に慶応義塾大学の天津由紀雄教授を初めとする、そこにあります皆様の連名で、教育再生懇談会の第一次報告に英語教育のことが入りましたけれども、その英語教育の懇談会の報告につきましていわば強い疑問があるということで、その要望書をいただいたところでございます。天津教授から私の方へ手渡しされました。そこにありますように、平成15年でございますけれども、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画、その成果の検討がほとんどないまま改訂が提案されているということで、行動計画の批判的検証、また数値中心の目標設定の廃止、また英語教育と国語教育の共通基盤をやはり明確につくっていくべきではないかと。それから、英語一辺倒ということでもいいのかと、そういったこと。それから教育条件の改善を緊急にやらなければいけないと。英語教育の抜本的強化のためには教育条件、予算あるいは人員増等々、クラスサイズの問題等々が大切であるといったことが要望書として出されましたので、御報告を申し上げておければと思

います。

それでは、是非塩谷文部科学大臣に御発言いただければと思います。

塩谷文部科学大臣 今日はいちばんのテーマについて御報告または議論等をしていただきまして、本当にありがとうございます。大変重要な課題について御議論いただきまして、特に大学の在り方については大変重要な課題であり、それがまた私は高校の在り方も非常に重要だと思っております。今の高校がいわゆる大学の予備校的になっている。一方では、入試も大学の方でどんどん緩和されると全入時代になってくるということで、高校の意味が全くなってくるような状況になっております。同時にまた、今就学前の教育の在り方が大事だというお話もありましたので、やはりここは一貫してどういう形を整えるかというのは、先ほど池田委員から6・3・3・4制の話がありましたけれども、そのところも含めて、もう一度全部体系的なことを考えていかなければならないんじゃないかなと、個人的にはそんな感じを持っております。いろんなルートがあっていいと。高等教育の中にもいわゆる専門職大学院が色々出てきておりますが、そういう専門的なものももっと確立されていいたろうということで、やはりこの教育再生懇談会ではいろんなそういった総合的な見地から御意見をいただくことが非常に貴重な場だと思っておりますので、文部科学省としても御議論のそれぞれの提言等を踏まえてしっかりと対応をしていきたいと思っております。是非今後ともよろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

安西座長 大臣に大変期待をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

塩谷文部科学大臣 文部科学大臣の経験者が多いですからね、内閣に。

安西座長 そうです。

それでは、議事は大体以上でございますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方にお願ひします。

吉田室長 本日御議論いただきました携帯電話ワーキンググループ、それから教育委員会問題ワーキンググループの取りまとめ、それから大学全入時代の教育の在り方につきましては、先ほど座長の方から御案内もございましたけれども、来年1月に第三次報告として提言を取りまとめたいと思っております。今後、安西座長とも御相談しながら委員の皆様からいただきました御意見を盛り込んだ原案を作成させていただきまして、事務局からまたお送りさせていただきます。次回までにそのペーパーのやりとりを取りまとめをして、提言という形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

安西座長 それではこれで閉会とさせていただきます。

お忙しいところありがとうございました。

- 了 -